

二宮町葬祭場の整備に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則（平成29年二宮町規則第13号。以下「規則」という。）に基づき、葬祭場の整備に関し、必要な事項を定めるものとする。

(環境整備事項)

第2条 事業者は、葬祭場の建築等をしようとするときは、次に掲げる事項に適合するよう努めなければならない。

- (1) 葬祭場の敷地は、原則として幅員6メートル以上の道路に接すること。
- (2) 敷地境界線から建物外壁までの距離は、1.5メートル以上とすること。
- (3) 規則に定める必要な自動車駐車場は、10台分以上設置することとし、葬祭場の用に供する部分の床面積が500㎡以上のときは、10台に500㎡を超える葬祭場の用に供する部分の床面積が50㎡を増すごとに1台を加えた台数分以上設置すること。
- (4) 前号に規定する自動車駐車場のうち、少なくとも10台分は、平面駐車場形式又は自走式立体駐車場形式により開発区域内又は隣接する場所に設置すること。
- (5) 前2号の規定にかかわらず、開発地域の周辺に十分な駐車可能台数を有する時間貸し駐車場等会葬者が必要に応じて円滑に駐車できる駐車施設がある場合は、町長と協議の上、駐車場設置台数を定めることができる。
- (6) 前3号の規定にかかわらず、当該開発事業が葬祭場の増改築等に当たるときは、町長と協議の上決定すること。
- (7) 自動車の転回を要する場合は、原則として敷地内に自動車駐車場を兼ねることのない有効な広場等を確保すること。
- (8) 周囲の景観等に配慮した建築物とすること。
- (9) 葬祭場の敷地内は、植栽等による緑化に努めること。
- (10) 敷地内及びその近傍地に設ける広告物は、周囲の景観に配慮したものとする。

(管理運営事項)

第3条 事業主は、葬祭場の管理運営について次に掲げる事項に適合するよう努めなければならない。

- (1) 花環の設置は、敷地内とすること。
- (2) 通夜、告別式等は、敷地内で行うこと。
- (3) 周辺環境に影響の無いよう防音、防臭等に配慮すること。
- (4) 交通渋滞が予想される場合は、会葬者の自動車による来場の自粛を周知すること。
- (5) 送迎車両を含むすべての車両の乗降は、原則として葬祭場の敷地内で行うこととし、混雑時には敷地外へ影響を及ぼさないよう駐車整理員を配置すること。
- (6) 商店街が隣接している場合、会葬その他により営業の妨げとなる行為のないよう努めること。
- (7) 葬祭場の管理を適切に行うとともに、苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応が取れるよう体制を整えること。
- (8) 近隣関係住民等が、当該葬祭場の管理運営方法について協定締結を望むときは当事者間で十分協議し、これを締結し守ること。

(補則)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成30年1月1日から施行する。